

修正案の提出理由について

2016年12月21日

日本共産党 吉田英策県議

議案第15号、福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例について修正案を提出する理由について述べます。

この条例案は、県立特別支援学校の学校名を変更するため、所要の改正を行うものであり、福島県立たむら支援学校の開設に合わせ既存の盲学校、聾学校、養護学校など14校の名称を変更するためのものです。

今回提出する修正案は、これらのうち福島県立聾学校の名称変更を議案から削除することを求めるものです。

今回の校名変更に対して、福島県立聾学校同窓会をはじめPTAなどが反対を表明しています。こうした中で強引に押し通すことは将来に禍根を残すことになり、教育の名に値しないものであり、同窓会、PTAをはじめ学校関係者の合意のもと進めなければならぬと考えます。

聾学校同窓会が発表した声明は次のように述べています。

「耳が不自由でコミュニケーションが困難なために、いままで社会から様々な困難にあってきたが、自分は「聾」であることを誇りとし、このような誇りをもって困難に立ち向かい、様々な成果を収めてきました。このような誇りのもとである「聾」という言葉が、母校から消え去ることは、私たちの誇りを奪うものです。

また、今回の校名変更の進め方については、福島県内の教育機関が校名を変更したり、新校舎を設立するときには、在学生、保護者、卒業生、地域住民との間で、意見聴取やアンケートの実施、意見交換の場及び説明回答を通じて、相互の合意形成の上で校名変更に関する検討を進めています。福島県立聾学校についてはそのような進め方は取らず、今回の条例改正が新聞によって明らかになり、各団体から要請を受けた後になって初めて話し合いが行われたにすぎません。これは他の教育機関の扱いとは異なる扱いです。」とこのように述べています。

2007年の学校教育法改定以後も全国では29都府県50校で「聾」の名前を残し

ています。例えば、埼玉県では、2009年に「大宮ろう学校」を「特別支援学校大宮ろう学園」と「ろう」の名前を残しています。校名変更は都道府県など設置者にゆだねられているからです。

今月に行われたPTAへの説明会では「関係者に対する県教育委員会の説明はあまりに不十分で保護者はみんな混乱している」と述べています。

このような経過を見れば、今回の校名変更は拙速に行うべきではありません。こうした強引なやり方は、教育に対する信頼を大きく損ねることになり、県の教育行政に対する信頼を損ねることになります。

校名変更先にありきではなく、聾学校関係者の間での合意形成に真剣に取り組むべきであり拙速に進めるべきではないことを申し上げ、各議員のご賛同をお願いし、「県立聾学校の名称変更を議案から削除する」修正案の提案理由とします。

以上